

平成30年度大町町国民健康保険税率改定のお知らせ

平成30年4月の制度改正により、国保の財政運営を担うことになった県が医療給付費等をまかなうために必要な保険税率を算定し、市町ごとの本来あるべき保険税率として公表することになりました。

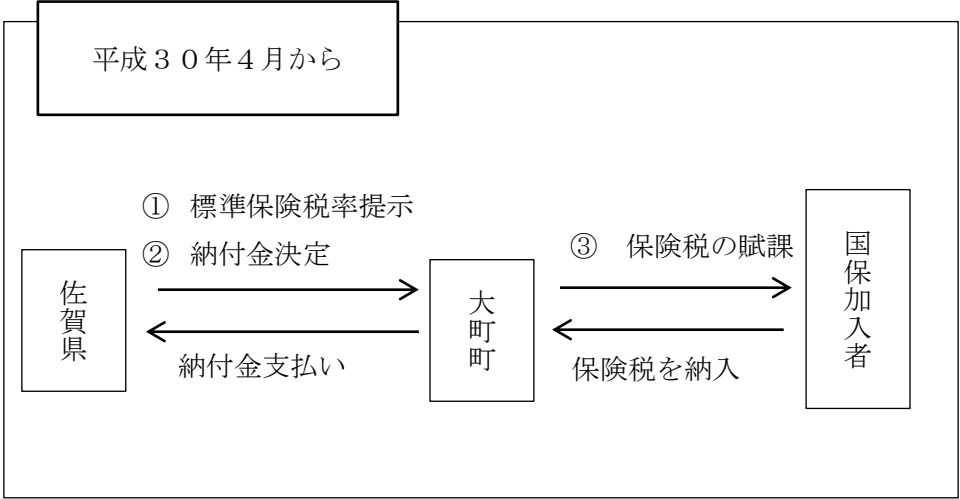
佐賀県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担います。

大町町は、平成29年度までの累積赤字を財政調整基金（一般財源）投入により、解消するとともに、平成30年度につきましては、一般財源を一部繰入れることで、国民健康保険税の引き上げ率の抑制に努めています。

県の主な役割	市町の主な役割
<ul style="list-style-type: none"> ○保険給付に必要な費用を、市町へ交付 ○市町ごとの国保事業納付金を決定 ○標準的な住民負担の見える化を進めるため、市町ごとの標準保険税率を提示 ○国保運営方針を定め、市町の事務の標準化・効率化・広域化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○国保加入者の資格管理（被保険者証の発行） ○診療費など保険給付の実施 ○標準保険税率を参考に保険税を決定 ○保険税の賦課・徴収の実施 ○特定健診などの保健事業の実施 ○納付金を県に納付

□これからの保険税の決め方

- ① 県が県内全体で必要となる医療費等を推計し、市町ごとの標準保険税率を算定。
- ② ①をもとに納付金（市町ごとに必要な金額）を決定し、納付金を納めるために必要な標準保険税率を提示。
- ③ 市町は上記の標準保険税率を参考にして、保険税率を決定。

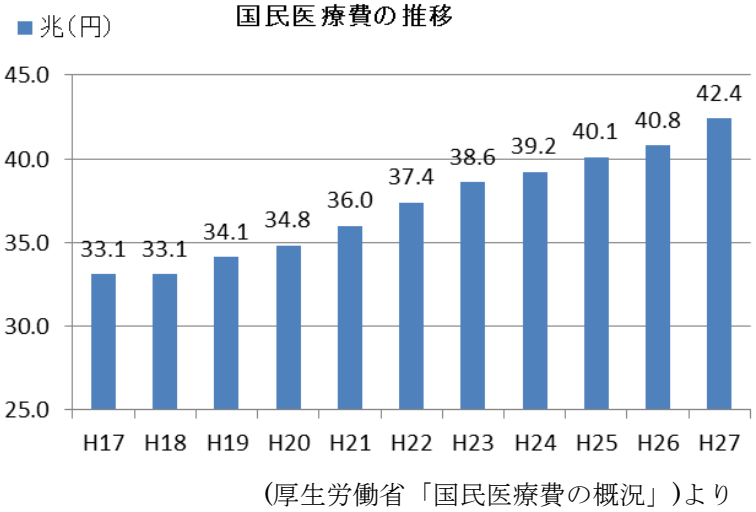


保険税の賦課・徴収はこれまでどおり市町が行うため、納付方法などに変更はありません。

□医療費と保険税の関係

保険税は年間に必要とされる医療費等をもとに決まるので、医療費が増加すると、私たちが納める保険税も増加します。

医療費は、近年増加の傾向が続いています。



○医療費の適正化のために…

- 1 上手に医療機関を利用する**
 - ・「かかりつけ医」「かかりつけ薬局」をもつ。
 - ・緊急時以外の時間外受診は避ける。
 - ・「重複受診」はしない。
 - ・ジェネリック医薬品を利用する。
- 2 特定健診を毎年受ける**
 - ・生活習慣病の多くは自覚症状が乏しいので、病気の予防・早期発見・早期治療のため、年に1回特定健診を受ける。



□平成30年度大町町国民健康保険税率の改定

将来にわたって持続可能な制度として運営できるよう、努めてまいりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

平成30年度保険税率								
医療分			後期高齢者支援分			介護納付金分		
所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
11.2	29,100	36,400	2.7	6,200	7,000	2.0	8,900	4,900

問い合わせ先
 大町町役場 町民課 国民健康保険・国民年金係
 TEL 0952-82-3114